

山梨県へき地診療所施設・設備整備費補助金交付要綱

(通則)

第1 へき地診療所施設・施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、へき地における診療所の施設や医療機械等を整備し、診療機能の充実強化を図り、地域住民の医療を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は次のとおりとする。

1 へき地診療所施設整備事業

別添1に定める基準を満たす地域における診療所等の施設整備事業

2 へき地診療所設備整備事業

別添1に定める基準を満たす地域における診療所の設備整備事業

3 へき地患者輸送車整備事業

別添2に定める基準を満たす地域における患者輸送車整備事業

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 へき地診療所施設整備事業

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を交付額とする。

(3) なお、1か所につき補助対象経費が1,000千円に満たない場合には、補助金の交付を行わないものとする。

1 基準額	2 対象経費
次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 (1)診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2)医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は、工事請負費及び買収に要する経費（1か所につき、1,000千円以上のものに限る。） (1)診療所 （診療室、処置室、薬剤室、X線室、暗室待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2)医師住宅 (3)看護師住宅
へりポート1か所当たり 64,395千円	へりポート整備に必要な工事費又は、工事請負費

（注）建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

2 へき地診療所設備整備事業

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 16,200千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費 1品につき250,000円以上のものに限る。

3 へき地患者輸送車整備事業

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
(1)マイクロバスの場合、 1台あたり2,778千円 (2)ワゴン車の場合、 1台あたり1,447千円	患者輸送用マイクロバス又はワゴンの購入費

(交付申請)

第 5 補助金の交付を申請しようとするときは、へき地診療所施設整備事業にあつては別紙様式 1、へき地診療所設備整備事業及びへき地患者輸送車整備事業にあつては別紙様式 2 による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 6 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第 7 補助金の事業実績報告は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は、翌年度 4 月 1 0 日いずれか早い期日までにへき地診療所施設整備事業にあつては別紙様式 3、へき地診療所設備整備事業及びへき地患者輸送車整備事業にあつては別紙様式 4 による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付の条件)

第 8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち次のものを変更する場合は、別紙様式 5 により、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所 (設置予定敷地内における設置場所の変更で、診療所の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途 (診療所の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

ウ 患者輸送車の車種又は規模 (患者輸送機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

エ 整備する医療機器の機種又は規模 (機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

オ 補助金額又は事業に要する経費の配分の変更 (補助金額に変更を生じないで補助事業の各費目相互間におけるいずれかの低い 2 0 % 以内の軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式 6 により知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) ヘキ地診療所施設整備事業にあつては、事業の遂行状況について、別紙様式 7 に
より毎年度 1 2 月末日現在の状況を、翌月 1 0 日までに知事に報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、価格が単価 5 0 万
円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律施行令(昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号)第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労
働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交
付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は
廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入
の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても
善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければ
ならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次のとおりとする。
- ア 補助事業者が市町村の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を
明らかにした別紙様式 8 による調書を作成し、これを事業完了年度の翌年度か
ら起算して 5 年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が市町村以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした
帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及
び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなけれ
ばならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 9 により速やかに知事
に報告しなければならない。
- なお、知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除
額の全部又は一部を知事に納付させることができる。
- (10) 国庫補助申請予定額が 1 億円以上の施設整備を行う場合には、原則として 5 社以
上の競争入札を行わなければならない。
- (11) ヘキ地診療所施設整備事業を実施するに当たり、請負契約を締結する場合は、一

括下請負の承諾をしてはならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年10月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別 添 1

へき地診療所設置基準

山村等の区域及びその他地区の中心からおおむね半径4キロメートルの区域内に他の医療機関のない地域で、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常交通手段を利用して30分以上(通常交通機関を利用できない場合は、徒歩で30分以上)要するものとする。

別 添 2

へき地患者輸送車整備基準

患者輸送車を整備しようとする場所を中心とする半径4キロメートルの区域内の人口が原則として50人以上であり、かつ、当該場所から最寄りの医療機関まで通常交通機関を利用して15分以上(通常交通機関を利用できない場合は、徒歩で15分以上)要するものとする。

別 表

1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施設の名称	構造別	単価
へき地診療所	鉄筋コンクリート	138,000
	ブロック	120,100
	木造	138,000